る規則



県例規集に登載するもの

目

次 (◎印は、

◎佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則 規 則

◎佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則 (二〇·農林水産商工本部)

]] 三

]] 三 ◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正す

◎佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

(三四•生 産 者 支 援 課 \equiv

(二三・商

工

課

三五•]] 숲

◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

◎佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

◎水産業協同組合法施行細則

二六・]]

숲

◎佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

]]

◎佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則 (二八・農 産 課

空 猋 3月31日

平成21年 (火曜日) 号外第2号

公布された規則のあらまし

〇佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則(規則第二〇号) 1 るとともに分掌事務を見直すこととした。 バイオテクノロジー部及び栽培技術部を野菜・花き部及び作物部に再編す (第三条及び第六条関係

この規則は、 平成二一年四月一日から施行することとした。

2

〇佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則 (規則第二一号)

有田窯業大学校(以下「大学校」という。)と他の大学等との協定に基づ 学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位

大学校における授業科目の履修により修得したものとみなすこととした。

(第一四条の二関係

2 大学校と他の大学等との協定に基づき、 特別聴講生として入学できる規定

を定めることとした (第一五条関係

3 その他所要の改正を行うこととした。

この規則は、 平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

規

則第二二号

1 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、 新たに導

入された設備機械等の使用料の額を定めることとした。(第二条関係

この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

〇佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 三号) 佐賀県産業振興センターの支所である佐賀駅物産観光展示館を廃止するこ (規則第二

2 ととした。 その他所要の改正を行うこととした。 (第二条関係

3 この規則は、 平成二一年四月一日から施行することとした。

〇水産業協同組合法施行細則(規則第二四号)

- 事項を定めることとした。 1 水産業協同組合法の施行に関し、申請書、届出書、報告書の様式等必要な
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- ○佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第二五号)の技術の利用に関する条例施行規則について、所要の改正を行うこととした。4 知事の所管に係る佐賀県民間業者等が行う書面の保存等における情報通信

2

律第一○条に規定する資金について、償還期間等の特例措置を新設すること1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法

とした。

(第五条及び別表関係

- 資金を新設することとした。(別表関係)
 3 経営等改善資金の特認資金の中に環境保全型魚介類養殖筏用フロート購入
- * その他所要の改正を行うこととした。
- o この規則は、公布の日から施行することとした。

〇佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第二六号)

- 律第八条に規定する資金について、償還期間等の特例措置を新設することと1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法
- した。(第四条及び第六条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

〇佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第二七

律第九条に規定する資金について、償還期間等の特例措置を新設することと 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法

した。(第六条及び様式第一号関係)

この規則は、公布の日から施行することとした。

2

1

〇佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(規則第二八号)

- 野菜複合コース及び花き複合コースを置くこととした。(第五条及び第一一条佐賀県農業大学校条例の一部改正に伴い、農産園芸課程に果樹複合コース、
- かったときは、入学の許可を取り消すことができることとした。(第二二条関校長は、新たに入学を許可された者が正当な理由がなく授業料を納入しな
- 休学の期間は、一年以内とすることとした。(第二四条関係)

3

- (第二五条関係) 4 在学年限は、本科にあっては四年、専科にあっては二年とすることとした。
- 条関係) 年限を超えたときは、当該学生を除籍することができることとした。(第二六年) を設えたときは、当該学生を除籍することができることとした。(第二六5 校長は、学生が授業料の納付を怠り、督促しても納付しないとき又は在学
- 項を定めることとした。(第三五条~第三八条関係) 6 授業料の納付並びに授業料及び入学試験手数料の減免等について所要の事
- 7 その他所要の改正を行うこととした。
- び4は平成二一年四月一日から施行することとした。8.この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、3及8.この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 所要の経過措置を定めることとした。

〇 規 則

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川

康

ホ

●佐賀県規則第二十号

佐賀県農業試験研究センター管理規則 佐賀県農業試験研究センター管理規則の (昭和五十三年佐賀県規則第十九号) 一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

第三条中「バイオテクノロジー部」を「野菜•花き部」に、 「栽培技術部」を

「作物部」 に改める。

第六条第一項第三号を次のように改める。

野菜・花き部

野菜、花き及び鑑賞作物(以下この号において「野菜等」という。)の

新品種の開発及び改良に関すること。

野菜等の生理、 生態、 栽培技術及び作型に関すること。

野菜等の優良品種の大量増殖技術の開発に関すること。

野菜等の品質評価及び利用方法に関すること。

野菜等の流通に係る品質保持に関すること。

野菜等に係る農業機械及び施設の利用技術並びに作業体系に関するこ

第六条第一項第四号を次のように改める。

作物部

水稲、 麦類、 大豆及び特用作物(以下この号において「水稲等」とい

う。) の新品種の開発及び改良に関すること。

水稲等の生理、生態、 栽培技術及び作型に関すること。

麦類及び大豆原種の生産管理及び配布に関すること。

ホ 水稲等の品質評価及び利用方法に関すること。

水稲等の優良品種の大量増殖技術の開発に関すること。

水稲等の流通に係る品質保持に関すること。

水稲等に係る農業機械及び施設の利用技術並びに作業体系に関するこ

附 則

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の 平成二十一年三月三十一日 一部を改正する規則ここに公布する。

佐賀県知事 古 Ш

康

●佐賀県規則第二十一号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の 部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則 (昭和六十年佐賀県規則第十八号)の一 部

を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第十四条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(こ

基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位 れらと同程度の外国の学校を含む。以下「他の大学等」という。)との協定に

大学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ

含む。以下「他の大学等」という。)」を「他の大学等」に改め、 第十五条第四項中「他の大学又は短期大学(これらと同程度の外国の学校を 同条に次の一

項を加える。

5 校長は、他の大学等との協定に基づき、特定の授業科目を履修することを

特別聴講生として入学を許可することができる。

志願する者に対し、

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

	万外帛~万 ————————————————————————————————————	佐貝県公報	平成21年3月31日	(火) 4
全	(2) 蛍光エックス線回折 (3) 高温エックス線回折 (5) プラズマ発光分析 (5) プラズマ発光分析	一 理化 イ 定性分析一 理化 イ 定性分析	十二号)の一部を次のように改正する。 第二条の手数料の表を次のように改める。	佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成十 ・金規則第二十二号 佐賀県知第二十二号 佐賀県知第二十二号 佐賀県知事 古 川 平成二十一年三月三十一日
	11 11 11 11	ル 一 件		
一、六八〇円	五、二十〇円 五、二十〇円 五、二十〇円	六、五三〇円	金額	(平成十二年佐賀県規則第一部を改正すり、一部を改正すり、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
(9) レーザー顕微鏡試験	(8) 走査型プローブ顕微鏡試験 (6) 微小領域エックス線回折装置試験 験	(5) FIB加工機による試験子分析試験をいう。)	(3) フィールドエミッション観察装	(2) 広域型マルチアナライザー試験 試験 (2) 広域型マルチアナライザー試験
<i>))</i>	11 11 11	<i>))</i> //))	一 — — — 件 間 — 件
(アリントー 校 (アリントー 校 (通常写真を希	使用する場合は、 一時間につき一、 一六、七五〇円 一六、七五〇円 一六、七五〇円	プリング装置を つって カ五〇円	とに一、五〇〇 円を加算する。) 一時間当たり四 一時間当たり四 一時間当を加算する。)	二、四四○円 (写真は三枚と し、一枚増すご とに三八○円を とに三八○円を で で で で で で で で で で で の の の の の の の の

5	1 /9(21 0	3月31日(久)	1	貝片		11/4			グト 男 乙 つ		
	二 試 験 材										
(1) ブリネル硬さ試験	(工業関係) 金属材料及び製品	験 アイールドエミッション観察試	(6) 透過型電子顕微鏡試験 色彩測定及び白色度試験	(4) 粘度試験		2) (1) ペーハー試験	羔業関係) (A)	(1)	験のプロー放電発光分光分析装置試		
件		"	一 <i>川</i> 時 間	11))	"一件	:	11 11))		
一、五五〇円一、五五〇円おったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったおったお		一二、五五〇円) 一二、五五〇円) 一〇、一二〇円	一二、九四〇円	二、三九〇円	二、四三〇円	一、五九〇円		八、三〇〇円	八、三一〇円	れ加算する。) れ加算する。) れ加算する。)	望する場合は一
(3) 一般成分分析(醬油用) (4) 特殊成分分析(醬油用) (5) 食品添加物(ソルビン酸、パラオー・	ターノペー	1) 一般或分分析(水分、灭分、タン(工業関係) 食品原材料及び製品			(3) 塩水噴霧試験	る。 <u>)</u>	22で規定する形状・寸法とす(試験片は日本工業規格Z31) 突合せ溶接継手の曲げ試験	1A号とする。)	(試験片は日本工業規格Z31) (対) 突合せ溶接継手の引張試験	(ア) 金属材料引張試験(試験片は、金)とし、備考に規定する形状で分類する板状試験片及びを引いを状で分類する板状試験片及び棒状で分類する板では、1000円の表別でが、金属材料引張試験(試験片は	(2) 強さ試験
11 11 11	"))			11		"))	n	
四、二〇〇円四、一四〇円	四、七四〇円	す。 る。 四 六 つ 円	三一○円を加算えるごとに二、	二十四寺間を召	(一件は二十四二、三一〇円		二、六八〇円		二、六八〇円	二、六八〇円	

		<i>与</i> ツト!	另 <i>乙</i> 7	J			1/2	. 貝		ム	FIX		一八	,∠1 牛	・3 万	311	1()()			_	
	(18) 細孔分布測定(窒素ガス吸着法)	(16) 耐凍害性試験			(15)		(13) 熱天秤試験	(12) 示差熱試験	(1) 耐貫入性試験	(10) 熱衝擊試験	(9) 熱膨張率試験	(8) 耐アルカリ試験	(7) 耐酸試験	(6) 粒度(自動粒度測定による)試験	(5) 吸水率試験	(4) 衝擊試験	(3) 圧縮強度試験	(2) 曲げ強度試験	(1) 硬さ試験	(窯業関係)	ハ 窯業原料及び製品	(6) 微生物での代の診験
]]]]	11 11	11			11	11	11	11))	11	11	11	11	11]]))	<i>))</i>))))),
二、五三〇円	八、八五〇円		こ、四四〇円)を行う場合は、	錘を使って試験	1 (六二〇円	二、一四〇円	二、一四〇円	三、三一〇円	一、九一〇円	二、一四〇円	一、四七〇円	一、六八〇円	一、三〇〇円	一、四三〇円	一、一〇円	一、一〇円	一、一〇〇円	一、一六〇円			
				試験	四応用															験相	格の試用	これ見
(1) 光触媒性能評価試験 1 (窯業関係)	技術的に非常に難しいもの (3) 所要日数が五日以上のもの又は	ものものが二日以上五日以上の		(工業関係)	イ 応用試験	(1) 熱流体解析システムによる解析	ステムによる解析	角	8)非線形構造解析システムによる	による測定	(7) 三次元デジダイジングシステム	(6) 小径内径測定装置による測定	⑤ インピーダンス測定装置試験	る測定	4) ペラメーターアナライザーこよ	る則定(3) デジタルオシロレコーダーによ	② 精密三次元測定機による測定	測定	(1) 表面粗さ輪郭形状測定機による		(工業関係)	ことので対する言思
<i>))</i>	"	"	一件			11),)	"		11	一時間	11)	"	一件))		一時間			
一〇、九五〇円	七〇、〇〇〇円	三二、二CC円	四、四一〇円			五、一七〇円	型 ガ ど 日		四、五〇〇円		五、三三〇円	三、二九〇円	二、〇八〇円		一, 九三) 9	一、七六〇円	一〇、九三〇円		五、三一〇円			

/	平原	以21年3月3	1日(火)	佐 質	県 公 報 ————		号外第2号		
					作及の原並 加び調材び 工試整料に	たの調薬を整薬		五設製品	
(1) 旋盤、円筒研削盤及び平面研削(工業関係)	ロ 機械工作(2) 試料・サンプルの調合・加工	(1) 透過型電子顕微鏡サンプル加工(窯業関係)	調整埋め込み	(4) 切断加工による試料調整(3) 酵母、菌類等の培養等(3) 高級試薬の調整及び調合	(1) 一般試薬の調整及び調合(工業関係)	び試作加工	() () () () () () () () () ()	製品的	(3) 光触媒性能評価試験 3
一 時 間	11))))))	件件	トー ルリッ		<i>n</i> 一 時間		11 11
二、五八〇円	一、七七〇円	八 八 四 〇 円		二、九五〇円	一、八四〇円		四 一 五 八 八 九 〇 円		二七、六一〇円
等の使用	区分	使用料第二条の		老 業 定 書 及 び 着					
(1) 硬度試験機 (工業関係) (工業関係)	項目	用料第二条の使用料の表を次のように改める。	(2) (1) 英文報告書 (2) 報告書の複本	(工業、窯業関係)成績書及び鑑定書		(2) リソグラフィ装置によるもの(1) 電極形成装置によるもの(工業関係)	(6) 高精度高速小径微細加工	極加工数値制御によるグラファイト電炭酸ガスレーザー加工	(3) ワイヤーカット及び放電加工(2) 数値制御による旋盤加工
	単位		が大		11 11 11 .	11 11	11 11	11 11	n n
	金		二、三九〇円		, , ,	六、五二〇円七、二二〇円	六、九五〇円	七、九三〇円	六、七五〇円

				-,,	// 1.21	74	<i>J</i>				ĽΙ	. 只	不	ム 刊	×		八乙十	- 5 / s	1311	1 ()(.)				
(14) パラメーターアナライザー	(13) デジタルオシロレコーダー	オ 材料データベース	」	(ウ) 疲労解析	(1) 一般構造解析	分 三次元	構造解析システムを	C A	(1) 蛍光エックス線分析装置		9 カラーコピー出力機	8) デザインコンピューター	田 長尺ノギス	ゆ 六〇〇ミリメートル以上のも	(ミリンートルヲ流	つミリメートレト満りもり (イ) 三〇〇ミリメートル以上六〇	の一〇〇ミリメートル未満のも	(7) マイクロメーター	(6) 水準器	(5) 精密三次元測定器	(4) 赤外分光分析装置	(3) 万能材料試験機	(2) 真円度測定機	(イ) 付属のマイクロスコープ	(分) 本体
11	11	11	11	11	"	11))	一時間	一件	一時間	"))		11	日		11	11	11	11	11	11	一時間
1、11四〇円	一、〇八〇円	一、四五〇円	一、六一〇円	一、二六〇円	二、二〇〇円	二、三九〇円			一、七四〇円	一、二一〇門	七四〇円	七七〇円	七00円	六九〇円	C L)	六八〇円	六八〇円		六八〇円	六、八三〇円	二、三六〇円	一、二一〇門	一、一五〇円	一、〇〇〇円	一、一五〇円
(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)			(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
微小領域X線回折装置	。 三次元表面構造解析顕微鏡	曲率半径測定システム	電極形成装置	リソグラフィ装置	《 イオンアナリシス分析システム	高温型示差走査熱量計	比表面積 • 細孔分布測定調査	マイクロワイヤーボンダー	油圧式自動埋込装置	タンパク質分離回収システム	メルトインディクサー	熱変形温度試験機	糖度計(デジタル屈折計)	光機能測定装置	グロー放電発光分光分析装置	小径内径測定装置			レーザー顕微鏡	『 自動微小硬さ試験システム	ジャルピー衝撃試験機	酸素分析装置	超精密旋盤	3 オートグラフ材料試験機	『 インピーダンス測定装置
))	11	11	11	11	"	"	11	11	11	11	11))	"	11	11	"			11	11	11	11))	11	"
三、〇四〇円	二、四九〇円	二、一四〇円	二、1二〇円	一、七一〇円	一、二六〇円	一、二〇〇円	一、〇四〇円	九七〇円	一、〇四〇円	九四〇円	九三〇円	九九〇円	八三〇円	三、二七〇円	三、七六〇円	一、二四〇円	る。) () () () () () () () () () (するごとに二六(写真一枚撮影)	三、九一〇円	一、四六〇円	三、一六〇円	四、二〇〇円	四、七八〇円	二、六七〇円	一、四〇〇円

9 平成21年3月31日(火	と)
----------------	----

9	9			平原	戈 21 4	丰3,	月31	日(少	()		佐貧	買県	县 公	報				1	号外领	第2号	<u>1.</u> J				
(イ) 付属FIB加工装置	(7) 本体使用	600 透過型電子顕微鏡	(3) ESCA(光電子分光分析装置)	置	アイダス	光学顕微					粘性· 粘弹性	熱流体	ス	(4) プレス成形シミュレーションシ	析システム	(48) イオンクロマトグラフ式糖鎖分	分析計の分析計の対象を表現である。	ぎ 素・タン	摩耗試		(4) 三次元デジタイジングシステム	(4) 誘導結合プラズマ発光分析装置	(4) 蒸着装置	(40) プラズマクリーナー	(3) X線透過画像解析装置
))]]		<i>11</i>),	<i>)</i>),))	"))	"	11	11	11))		11))	"	11))))	<i>11</i>	11]]	11
六、一〇〇円	九、九〇〇円		七、〇五〇円	Д Э С Р			· 八) 二) 二 日 日		· · · 五 · 一 · 一 · 一 · 一 · 一 · 一	一、一七〇円	一、〇八〇円	一、七六〇円		一、五七〇円		一、七六〇円	= = C F		二、一四〇円	一、四二〇円	一、二三〇円	三、〇二〇円	一、〇六〇円	一、二五〇円	三、二一〇円
(19 混合混練機		レーザー	巨転料度		(4) 卓上型熱伝導率測定装置	(13) パウダーテスター	(12) 瞬間分光光度計	(1) 紫外可視分光光度計	(10) ウェザーメーター	(9) 恒温恒湿機	(8) 衝擊強度試験機	(7) 精密万能材料試験機	(6) 万能材料試験機	(5) 赤外分光光度計	(4) デジタルHDマイクロスコープ	(3) ビデオマイクロスコープ	(2) 表面粗さ計	(1) 硬度試験機	(窯業関係)	器具器具の他の管便な試験測定装置・			置	(6) レーザー回析式粒度分布測定装	(6) 二次イオン質量分析装置
時間	· — · 件	- <i>1)</i>	時間		"	"	"	"	"	"	"))	"	"	"	11	"))		"	"	"		"))
七九〇円	五六〇円	. 匹七			三七〇円	三六〇円	一、〇九〇円	一、三七〇円	一、一四〇円	二四〇円	一、〇一〇円	一、二〇〇円	一、二三〇円	七五〇円	七八〇円	三八〇円	五八〇円	五七〇円		七CC円	: 八九〇円	一、〇六〇円		二、〇〇〇円	一三、八〇〇円

(21) ファインカット切断機	(20) 射出成形機	(19) 成膜装置	(18) プラズマ焼結機	(17) 高精度高速小径微細加工機	(16) 油圧プレス	(5) ラッピドプロトタイプ装置	(4) 平面度測定システム	(13) 精密鏡面ラッピングマシン	機 機 数値制御グラファイト電極加工	(1) 炭酸ガスレーザー加工機	(10) 倣フライス盤	(9) ワイヤーカット放電加工機	(8) サブゼロ装置	(7) 雰囲気熱処理炉	(6) 数值制御旋盤	(5) イナートガス溶接機	(4) 半自動溶接機	(3) 研削盤	(2) 旋盤	(1) 交流アーク溶接機	(工業関係)	ロ 工作加工用の設備機械器具	(2) 固液界面解析装置	(21) モデリングマシン	(20) 色差計
11	"	"	"	"	"	<i>11</i>	"	"	11	11	"	11	11	11	11	11	11	11	11	一時間			一件	11	11
二、〇〇〇円	一、九九〇円	三、七六〇円	五、一九〇円	二、四七〇円	二、二一〇円	四、七五〇円	二、〇六〇円	二、三八〇円	三、五〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇円	二、三一〇円	二、三〇〇円	二、三六〇円	一、六七〇円	三、一六〇円	一、〇六〇円	一、〇〇〇円	八九〇円	九五〇円			一、〇一〇円	三、二五〇円	一、〇七〇円
(h) パッド印刷機		, ,	フィ	恒温機		(セ) ローラー式自動成形機			(ザ) セラミックス用押出成形機		口 真空土練機	(が) 遊星ミル	(ク) ボールミル	(計) 振動ミル	(分) 微粉砕機	(オ) ポットミル(大)	(エ) ポットミル(小)	(ウ) スタンパー	(イ) ロールクラッシャー	タ ジョークラッシャー	(1) 窯業機械	(窯業関係)	24 その他簡便な加工装置・器具	(3) 中低温大気炉	(22) 高温大気炉
"	11	11	11	11	11	11	11	一時間	一回	ムロクラ	カウキ	一時間	□	11	一時間	11	11	日日	11	11			11	11	11
一、三三〇円	一、二七〇円	一一、七一〇円		七四〇円	一、〇九〇円	一、一二〇円	一、〇四〇円	四四〇円	一、八六〇円		五六〇円	一七〇円	一、五六〇円	七三〇円	九二〇円	一、〇一〇円	七一〇円	六七〇円	四八〇円	四六〇円			七五〇円	九〇〇円	一、一五〇円

	11			<u>ച</u>	区成2	21年	3月:	31日	(火)		佐	質	県	公奉	段				号	外第	第2号	<u>1</u> .				
シ ダイヤモンドカッター	(ザ) ドクターカッター	口 万能研削機	か 平面研削機	(ク) プレス成形機	(注) 面取加工機	(カ) バフ研磨機	(オ) 鏡面研磨機	」 超音波加工機	(ウ) フライス盤(大)	(イ) フライス盤(小)	(ア) ボール盤	(3) 窯業研削機	(ウ) ケラマックス炉	(イ) 電気炉(二一キロワット以上)	(グ) 電気炉(二○キロワット以下)	(2) 窯業炉		○ 原料調製ミキサー	(ブ) 強制練りミキサー	(ヒ) ハンマークラッシャー	(ハ) 高速遠心分離器	(/) パネルソー	(ネ) アクアマイザー	(ヌ) ロクロ	(二) 攪拌機	(ナ) サンドブラスター
11	"	11	"	"	11	11	11	11	11	11	11		11	11	"		一時間	一件	11	11	11	11	11	11	11	11
11、0三0円	四七〇円	七七〇円	八五〇円	六九〇円	七六〇円	二、七七〇円	八三〇円	九八〇円	五九〇円	二二〇円	三五〇円		一、〇三〇円	五〇〇円	二八〇円		一、〇〇〇円	六〇〇円	四六〇円	三八〇円	五三〇円	七一〇円	四四〇円	一四〇円	二八〇円	一、〇四〇円
改正する。	水産業協同組合法施行細則(昭和二十四年佐賀県規則第六十四号)の全部を	水産業協同組合法施行細則	●佐賀県規則第二十四号	佐賀県知事 古 川 康	平成二十一年三月三十一日	水産業協同組合法施行細則をここに公布する。		この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	附則	条ずつ繰り上げる。	センター」という。)」に改め、同条を第三条とし、第五条から第七条までを一	第四条第一号中「振興センター」を「佐賀県産業振興センター(以下「振興	第二条を削り、第三条を第二条とする。	号)の一部を次のように改正する。	佐賀県産業振興センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十七	佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則	●佐賀県規則第二十三号	佐賀県知事 古 川 康	平成二十一年三月三十一日	布する。	佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公		- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。			(2) 熱画像計測装置 カニ、三七〇円

.

以下「法」という。)の施行に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事第一条(この規則は、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号。

3

(分字)

項を定めるものとする。

水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。 知事が所管行政庁である漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、第二条 この規則において「組合」とは、法第百二十七条第一項の規定により

連合会の会員をいう。
加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合2.この規則において「組合員」とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び水産

(資源管理規程の設定の認可申請等)

ならなゝ。 源管理規程設定(変更)認可申請書(様式第一号)を知事に提出しなければ|| 含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、資界||条|| 法第十一条の二第一項(法第九十二条第一項において準用する場合を

源管理規程廃止届出書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。規定による届出をしようとする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、資2 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第三条第三項の

(信用事業規程の設定の認可申請等)

条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする組合は、信2 法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百

知事に提出しなければならない。合は、信用事業規程変更届出書(様式第五号)に次に掲げる書類を添付して、条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする組法第十一条の四第四項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百

信用事業規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

信用事業規程の変更部分に係る新旧対照表

一 関係法令の改正を証する書面

(信用事業方法書の設定等の届出)

第五条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産第五条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産

一理由書

一 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を議決した理事会議事録謄本又は

二 信用事業方法書の設定の場合にあっては、信用事業方法書

信用事業方法書の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照

丰

兀

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請

一理由書

一 組合の貸付けの状況を記載した書面

ことを証する書面 - 申請の原因となる貸付けが法第十一条第十項の規定による貸付けである

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

(信用供与等限度額を超える信用供与等の承認申請)

(特定関係者との間の取引等の承認申請

(倉荷証券の発行に関する報告等)

- 許可証の写し
- 二 事業計画書
- 三 倉庫保管約定書
- 書類を添付して、知事に提出しなければならない。荷証券の発行に係る事業計画書等変更届出書(様式第十一号)に次に掲げる2 組合は、事業計画書又は倉庫保管約定書の記載事項を変更したときは、倉
- 一理由書
- 二 変更後の事業計画書又は倉庫保管約定書

(共済規程の設定の認可申請等)

済規程設定認可申請書(様式第十二号)に次に掲げる書類を添付して、知事含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共第十条(法第十五条の二第一項(法第九十六条第一項において準用する場合を

共済規程

に提出しなければならない。

二 理由書

共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

知事に提出しなければならない。規程変更(廃止)認可申請書(様式第十三号)に次に掲げる書類を添付して、む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済法第十五条の二第二項(法第九十六条第一項において準用する場合を含

理由書

本又は抄本うち、定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録謄うち、定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録謄一 共済規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会(共済規程の変更の

一 共済規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

事に提出しなければならない。 は、共済規程変更届出書(様式第十四号)に次に掲げる書類を添付して、知は、共済規程変更届出書(様式第十四号)に次に掲げる書類を添付して、知む。)の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合3 法第十五条の二第三項(法第九十六条第一項において準用する場合を含

- 関係法令の改正を証する書面
- 二 共済規程の変更を議決した理事会の議事録謄本又は抄本
- 一 共済規程の変更部分に係る新旧対照表

(漁業の経営に関する届出)

漁業経営条件喪失届出書(様式第十五号)に次に掲げる書類を添付して、知第十一条 法第十七条第四項の規定による届出をしようとする漁業協同組合は、

第十四条

法第十七条の十五第二項ただし書(法第八十七条の四第二項

に提出しなければならない。

理由書

第十二条 (契約条件の変更の申出 法第十七条第一項の条件を欠くことを証する書面 法第十七条の二第一項 (法第九十六条第一項において準用する場合

約条件変更申出書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。 を含む。)の申出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、 (契約条件の変更の承認申請) 法第十七条の十一第一 項(法第九十六条第一項において準用する場

合を含む。)の承認を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合 契約条件変更承認申請書(様式第十七号)を知事に提出しなければなら

ない。 (基準議決数を超えて議決権を有することについての承認申請

承認申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。 用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、基準議決数等超過所有 一項において準用する場合を含む。)及び第九十六条第一項において準

(役員等の兼職又は兼業の認可申請

第十五条 とする者は、 条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の認可を受けよう しなければならない。 法第三十四条の五第一項ただし書 役員等の兼職 (兼業) 認可申請書 (法第九十二条第三項、 (様式第十九号)を知事に提 第九十六

に掲げる書類を添付して、 前項の認可を受けた者は、 ったときは、 役員等の兼職 知事に提出しなければならない。 当該認可を受けた兼職又は兼業の状況に変更が (兼業) 状況変更届出書(様式第二十号)に次

由書

職又は兼業状況の変更の内容を記載した書面

時役員の職務を行うべき者の選任又は総会の招集の請求

第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとす る組合員その他の利害関係人は、一時役員選任(総会招集)請求書(様式第 一十一号)に次に掲げる書類を添付して、 法第四十三条第一項 (法第九十二条第三項、 知事に提出しなければならない。 第九十六条第三項及び

契

その他参考となるべき事項を記載した書面

員その他の利害関係人は、 第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする組合 に掲げる書類を添付して、 法第四十三条第三項 (法第九十二条第三項、 一時代表理事選任請求書(様式第二十二号)に次 知事に提出しなければならない 第九十六条第三項及び第百条

その他参考となるべき事項を記載した書面

(定款変更の認可申請等)

(法第

書類を添付して、 けようとする組合は、 九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の認可を受 法第四十八条第二項 知事に提出しなければならない。 定款変更認可申請書 (法第八十六条第二項、 (様式第二十三号) に次に掲げる 第九十二条第三項、

定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

定款の変更部分に係る新旧対照表

出資一口の金額の減少を内容とする定款変更の場合にあっては、

げ いる書類

財産目録及び貸借対照表

十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定に よる公告及び催告 法第五十三条第二項(法第八十六条第二項、 (法第五十三条第三項の規定により公告を官報のほか 第九十二条第三項、

害するおそれがないことを証する書面の財産を信託したこと又は出資一口の金額の減少をしても当該債権者を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によってした場合

の同意を得たことを証する書面場合にあっては、法第十七条第一項の条件を具備すること及び同条第二項五漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むことを内容とする定款変更の

類を添付して、知事に提出しなければならない。
をしようとする組合は、定款変更届出書(様式第二十四号)に次に掲げる書条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出2 法第四十八条第四項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六

理由書

一 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

三 定款の変更部分に係る新旧対照表

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第二十五号)を知事に提出しなければならない。 事業の譲渡の認可を受けようとする組合は、信用事業譲渡認可申請書(様式及び第百条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の信用第十八条 法第五十四条の二第三項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項

- は、信用事業譲受け認可申請書(様式第二十六号)を知事に提出しなければ2 法第五十四条の二第三項の信用事業の譲受けの認可を受けようとする組合2
- 組合は、信用事業全部譲渡届出書(様式第二十七号)を知事に提出しなけれ百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする。 法第五十四条の二第七項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第

ばならない。

(共済事業の全部の譲渡等の届出)

十九条 法第五十四条の四第四項(法第九十六条第三項において準用する場件十九条 法第五十四条の四第四項(法第九十六条第三項において準用する場所

理由書

謄本

- 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を議決した総会議事録
- 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の内容を記載した書面

兀

財産目録及び貸借対照表

その他参考となるべき事項を記載した書面

(業務報告書の提出)

いたら。 出を行う組合は、業務報告書(様式第二十九号)を知事に提出しなければな 六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による提 大条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による提

延期承認申請書(様式第三十号)を知事に提出しなければならない。という。)第二百五条第七項の承認を受けようとする組合は、業務報告書提出2 水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」

(事業計画書の提出)

計画書(様式第三十一号)を知事に提出しなければならない。 第二十一条 規則第二百二十五条第一項の規定による提出を行う組合は、事業

提出延期承認申請書(様式第三十二号)を知事に提出しなければならない。2 規則第二百二十五条第四項の承認を受けようとする組合は、事業計画書等

(組合設立の認可申請等)

書類を添付して、知事に提出しなければならない。受けようとする発起人は、設立認可申請書(様式第三十三号)に次に掲げる第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。)の認可を第二十二条 法第六十三条第一項(法第八十六条第三項、第九十二条第四項、

一 定款(役員選挙(選任)規程等の定款附属書を含む。)

二 事業計画書

二 設立準備会議事録謄本

四 創立総会議事録謄本

五 役員選挙録謄本

設立当初の役員の履歴書

七 設立経過報告書

地区の略図

合である場合にあっては、法第十七条第一項の条件を具備していることを九 設立しようとする組合が漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組

証する書面

条及び第八十一条の条件を具備していることを証する書面十一設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、法第八十十一設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、法第八十

十一 その他参考となるべき事項を記載した書面

(解散の認可申請等)

(様式第三十四号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければないて準用する場合を含む。)の認可を受けようとする組合は、解散認可申請書において準用する場合を含む。)又は第九十一条第二項(法第百条第五項にお第二十三条 法第六十八条第二項(法第八十六条第四項及び第九十六条第五項

理由書

らない。

組合の解散を議決した総会議事録謄本

一 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

2

式第三十五号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならなする場合を含む。)の規定による届出をしようとする組合は、解散届出書(様準用する場合を含む。)又は第九十一条第五項(法第百条第五項において準用法第六十八条第五項(法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において

(

二 財産目録、貸借対照表及び損益計算書一 理由書

その他参考となるべき事項を記載した書面

(合併等の認可申請)

合を除く。)は、合併認可申請書(様式三十六号)に次に掲げる書類を添付しいて同じ。)の認可を受けようとする組合(命令第五十条第一項に規定する組第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。次項にお第二十四条 法第六十九条第二項(法第八十六条第四項、第九十二条第五項、

れがないことを証する書面

一合件の里白書及が圣過最后書で、知事に提出しなければならない。

- 一合併の理由書及び経過報告書
- 三 合併契約の内容を記載した書面

Ŧ. 四 第四項 当の担保を提供し、 異議を述べた債権者があるときは、 して相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそ よってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに 公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告に 法第五十三条第二項の規定による公告及び催告 第百条第五項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する 財産目録及び貸借対照表 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、法第六十九条 (法第八十六条第四項、 若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的 第九十二条第五項、 当該債権者に対し弁済し、若しくは相 (同条第三項の規定により 第九十六条第五項及び

六 合併により存続し、又は設立する組合の定款及び事業計画書

七 従前の地区と合併後の地区との関係を明らかにした図面

八 合併により新たに組合を設立する場合にあっては、次に掲げる書類

イ 設立委員の資格調書

口 役員履歴書

設立委員会議事録謄本

? その他参考となるべき事項を記載した書面

3 法第九十一条の二第二項(法第百条第五項において準用する場合を含む。

17

げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。うとする組合は、権利義務包括承継認可申請書(様式第三十八号)に次に掲第五号において同じ。)において準用する法第六十九条第二項の認可を受けよ

理由書及び経過報告書

たことを証する書面をことのにいるのでは、「権利義務の包括承継を議決した総会議事録謄本その他必要な手続があった。」

権利義務の包括承継の内容を記載した書面

四 財産目録及び貸借対照表

五.

をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 法第九十一条の二第二項において準用する法第五十三条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新第したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁をしたことがは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に対し合意をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 法第九十一条の二第二項において準用する法第六十九条第四項において

権利義務の包括承継をする組合の定款及び事業計画書

七 会員が一人となった年月日を記載した書面

合を含む。)に該当しないことを証する書面(法第九十一条の二第一項ただし書(法第百条第五項において準用)

その他参考となるべき事項を記載した書面

(清算結了の届出)

算結了届出書(様式第三十九号)を知事に提出しなければならない。 第二十五条 法第八十五条の十の規定による届出をしようとする清算人は、法

(監査規程の設定等の認可申請)

を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組第二十六条 法第八十七条の二第一項(法第百条第一項において準用する場合

に掲げる書類を添付して、 合連合会は、 監査規程設定 知事に提出しなければならない。 (変更・廃止) 認可申請書 (様式第四十号) に次

- む。)に規定する資格を有する役員又は職員の履歴書 法第八十七条の二第二項 (法第百条第一項において準用する場合を含
- 監査規程の設定の場合にあっては、 監査規程

監査規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

〈認可対象会社を子会社とすること等についての認可申請

は の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会 準用する場合を含む。)及び法第百条第一項において準用する場合を含む。 なければならない。 認可対象会社等の子会社化認可申請書 法第八十七条の三第四項 (同条第六項 (様式第四十一号)を知事に提出 (法第百条第一 一項におい

知事に提出しなければならない。 を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組 合連合会は、 法第八十七条の三第五項ただし書(法第百条第一項において準用する場 認可対象会社の子会社化継続認可申請書(様式第四十二号) を 合

(業務又は会計状況の検査の請求)

第二十八条 なければならない。 検査請求書 法第百二十三条第一項の規定による請求をしようとする組合員は、 (様式第四十三号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出し

- 理由書
- 請求日現在における組合員の数を記載した書面
- 総組合員の十分の 一以上の同意を得たことを証する書面

選挙又は当選の取消しの請

む。)の規定による請求をしようとする組合員は、 法第百二十五条第 一項 (同条第二項において準用する場合を含 総会の議決又は選挙若しく

> 提出しなければならない。 は当選取消請求書 (様式第四十四号) に次に掲げる書類を添付して、 知事に

- 者をいう。 請求日現在における正組合員 以下同じ。)の数を記載した書面 (組合員のうち議決権及び選挙権を有する
- 正組合員の総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

(不祥事件発生の届出

第三十条 らない。 第二十号に掲げる場合に限る。)をしようとする組合は、 (様式第四十五号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければな 法第百二十六条の二の規定による届出 (規則第二百二十四条第 不祥事件発生届出書

項

- 不祥事件の概要書
- その他知事が必要と認める書類

則

施行期日

この規則は、 公布の日から施行する。

1

、経過措置

2 行われた手続その他の行為とみなす。 産業協同組合法施行細則中相当する規定があるものは、これらの規定により 規定により行われた手続その他の行為であって、この規則による改正後の水 この規則の施行前にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則

(知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通

信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正

3

- 信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第百三十七号) 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通
- 一の水産業協同組合法施行細則 (昭和二十四年佐賀県規則第六十四

部を次のように改正する。

19	平成21年3月31日(火)	佐賀県公報	号外第2号	
				号)
				0
				の項を削る。
				削 る
				O
I				

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住所組合名代表理事氏名

印

資源管理規程設定 (変更) 認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において資源管理規程の設定(変更)の議決をしましたから、水産業協同組合法第11条の2第1項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 資源管理規程
- 2 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本
- 3 資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の 三分の二以上の書面による同意を得たことを証する書面
- 4 水産業協同組合法第11条の2第6項に規定する場合にあっては、資源管理規程が資源管理協 定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面
- 5 資源管理規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表及び当該資源管理規程において定めた変更の手続に従って行われたことを証する書面
- 6 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

様式第2号(第3条関係)

21

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

資源管理規程廃止届出書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において資源管理規程の廃止の議決をしたので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 資源管理規程において定めた廃止の手続に従って行われたことを証する書面

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

印

信用事業規程設定認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業規程の設定の議決をしましたから、水産業協同組合法第11条の4第1項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 信用事業規程
- 2 理由書
- 3 信用事業規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録謄本
- 注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

住所組合名

代表理事氏名

信用事業規程変更 (廃止) 認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業規程の変更(廃止)の議決をしましたから、水産業協同組合法第11条の4第3項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 信用事業規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録謄本
- 3 信用事業規程を変更する場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表
- 注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

臼

信用事業規程変更届出書

信用事業規程の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第11条の4第4項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 信用事業規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 2 信用事業規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 関係法令の改正を証する書面

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

印

信用事業方法書設定(変更・廃止)届出書

年 月 日開催の理事会において信用事業方法書の設定(変更・廃止)を議決したので、 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を議決した理事会議事録謄本又は抄本
- 3 信用事業方法書の設定の場合にあっては、信用事業方法書
- 4 信用事業方法書の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

代表理事氏名 印

地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度認可申請書

水産業協同組合法第11条の5(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について次のとおり認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度

円

- 1 理由書
- 2 組合の貸付けの状況を記載した書面
- 3 申請の原因となる貸付けが水産業協同組合法第11条第10項の規定による貸付けであることを 証する書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用供与等限度額(合算信用供与等限度額)超過承認申請書

水産業協同組合法第11条の11第1項ただし書又は同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により同一人に対する信用供与等限度額(合算信用供与等限度額)を超えることの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第9号(第8条関係)

年 月 \exists

佐賀県知事様

住 所 組 合 名 代表理事氏名

印

特定関係者との間の取引等承認申請書

水産業協同組合法第11条の12ただし書(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項にお いて準用する場合を含む。)の規定により、特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 特定関係者の氏名、住所又は所在地及び特定関係者との取引又は行為の内容を記載した書類
- 3 組合の特定関係者に対する出資、人事、資金、技術及び取引又は行為の関わり及び議決権の占 める割合を記載した書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書面

29

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

住所組合名

代表理事氏名

倉荷証券発行報告書

水産業協同組合法第12条第1項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合も含む。)の規定により倉荷証券の発行の許可を受けたので、関係書類を添えて報告します。

- 1 許可証の写し
- 2 事業計画書
- 3 倉庫保管約定書

様式第11号 (第9条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住所組合名

代表理事氏名 印

倉荷証券の発行に係る事業計画書等変更届出書

倉荷証券の発行に係る事業計画等の記載事項の変更をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 変更後の事業計画書又は倉庫保管約定書

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

共済規程設定認可申請書

年 月 日開催の総会(総代会)において共済規程の設定の議決をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 共済規程
- 2 理由書
- 3 共済規程の設定の議決をした総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第13号(第10条関係)

年 月 \exists

佐賀県知事様

号外第2号

住 所 組 合 名 代表理事氏名

印

共済規程変更 (廃止) 認可申請書

年 月 日開催の総会(総代会)(理事会)において共済規程の変更(廃止)の議決をし ましたから、水産業協同組合法第15条の2第2項(同法第96条第1項において準用する場合も含む。) の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 共済規程の変更又は廃止の議決をした総会又は総代会(定款で理事会の権限とされた事項に あっては、理事会)の議事録謄本又は抄本
- 3 共済規程を変更する場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表
- 注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設 立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第14号 (第10条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名 印

共済規程変更届出書

共済規程の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第15条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 関係法令の改正を証する書面
- 2 共済規程の変更の議決をした理事会の議事録謄本又は抄本
- 3 共済規程の変更部分に係る新旧対照表

様式第15号(第11条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住所組合名代表理事氏名

印

漁業経営条件喪失届出書

水産業協同組合法第17条第1項の条件を欠くに至りましたので、同条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 法第17条第1項の条件を欠くことを証する書面

様式第16号 (第12条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

住所組合名

代表理事氏名

契約条件変更申出書

水産業協同組合法第17条の2第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、契約条件の変更の申出の承認を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

- 1 理由書
- 2 最終の賃借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、損失金処理計算書その他の最近における 財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第17号(第13条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

契約条件変更承認申請書

年 月 日開催の総会(総代会)において契約条件の変更の議決をしましたから、水産業協同組合法第17条の11第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、契約条件の変更について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 総会の議事録
- 3 水産業協同法第17条の5第1項(同法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合 を含む。)の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類
- 4 水産業協同組合法施行規則第79条各号(第2号を除く。)に掲げる書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第18号(第14条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

印

基準議決数等超過所有承認申請書

水産業協同組合法第17条の15第2項ただし書(同法第87条の4第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)及び第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、基準議決権数を超えて取得し、又は保有することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 承認に係る国内の会社の名称(商号)及び業務の内容を記載した書面
- 3 承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有すること になった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第19号(第15条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事等氏名

印

役員等の兼職 (兼業) 認可申請書

水産業協同組合法第34条の5第1項ただし書(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、兼職(兼業)の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 履歴書
- 3 組合又は連合会における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書面
- 4 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の 最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して1年間における取引及び 収支の予想を記載した書面
- 6 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後1年間 における取引及び収支の予想を記載した書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第20号(第15条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所 組 合 名 代表理事等氏名

印

役員等の兼職 (兼業) 状況変更届出書

水産業協同組合法第34条の5第1項ただし書(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3 項において準用する場合を含む。)の規定により、平成 年 月 日に役員等兼職(兼業)の認 可を受けましたが、その状況に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 兼職又は兼業の状況の変更の内容を記載した書面

様式第21号 (第16条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

組合員(利害関係人)住所

氏名 印

一時役員選任(総会招集)請求書

水産業協同組合法第43条第1項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一時理事若しくは監事の職務を行うべきものを選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集していただきたいので、関係書類を添えて請求します。

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第22号 (第16条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

組合員(利害関係人)住所

氏名 印

一時代表理事選任請求書

水産業協同組合法第43条第3項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者を選任していただきたいので、関係書類を添えて請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書面

41

様式第23号(第17条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

印

定款変更認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において定款変更の議決をしましたから、 水産業協同組合法第48条第2項(同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3 項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 3 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 4 出資1口の金額の減少を変更する定款の変更にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 財産目録及び貸借対照表
 - (2) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を了したことを 証する書面
 - (3) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託したこと又は出資1口の金額を減少しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むことを内容とする定款の変更にあっては、水産業 協同組合法第17条第1項の条件を具備すること及び同条第2項の同意を得たことを証する書面

様式第24号(第17条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住所組合名

代表理事氏名 印

定款変更届出書

定款の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第48条第4項(同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 3 定款の変更部分に係る新旧対照表

様式第25号 (第18条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

印

信用事業譲渡認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業の譲渡の議決をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会の議事録謄本
- 3 信用事業の全部又は一部の譲渡の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
- 6 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は信用 事業の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 信用事業の一部の譲渡を行った組合又は連合会が子会社等を有する場合には、当該組合又は 当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 8 信用事業の譲渡により組合又は連合会の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の 名称を記載した書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第26号 (第18条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

印

信用事業譲受け認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業の譲受けの議決をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会の議事録謄本その他必要な手続きがあった ことを証する書面
- 3 信用事業の全部又は一部の譲受けの契約の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
- 6 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、 若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は信用 事業の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 信用事業の全部又は一部の譲受け後における当該組合又は当該連合会の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- 8 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が当該譲受けにより子会社対象会社を 子会社とする場合の当該子会社対象会社に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書面
- 9 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が子会社等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 10 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合若しくは連合会又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第27号 (第18条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所 組 合 名

代表理事氏名 印

信用事業全部譲渡届出書

信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法第54条の2第7項(同法第92条第3項、第96条 第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

様式第28号 (第19条関係)

年 月 H

佐賀県知事 様

> 住 所 組合名 代表理事氏名

印

共済事業全部譲渡等届出書

共済事業の全部を譲渡(共済契約の全部を移転)したので、水産業協同組合法第54条の4第4項 (同法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する同法第54条の2第7項の規 定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 共済事業の全部の譲渡又はその共済契約の全部の移転の理由書
- 2 共済事業の譲渡又はその共済契約の全部の移転を議決した総会議事録謄本
- 3 共済事業の全部の譲渡又はその共済契約の全部の移転の内容を記載した書面
- 4 水産業協同組合法第54条の4第3項において読み替えて準用する同法第53条第1項の規定に より作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又 は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを 証する書面
- 6 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、 若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は共済 事業の全部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転をしても当該債権者を害するおそれがな いことを証する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

48

様式第29号(第20条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

業務報告書

事業年度の決算に係る総会(総代会)は、 年 月 日終了したので、水産業協同組合法第58条の2第1項(第2項)の規定により、業務報告書に関係書類を添えて提出します。

- 1 業務報告書
- 2 提出事業年度の決算に係る総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第30号(第20条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名 印

業務報告書提出延期承認申請書

水産業協同組合法施行規則第205条第7項の規定により、業務報告書の提出延期について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

理由書

50

様式第31号(第21条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

 住
 所

 組
 合
 名

 代表理事氏名

钔

事業計画書

事業年度の事業計画の決議に係る総会(総代会)は、 年 月 日終了したので、 水産業協同組合法施行規則第225条第1項の規定により、事業計画書に関係書類を添えて提出しま す。

- 1 事業計画書
- 2 提出事業年度の事業計画を決議した総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第32号(第21条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名 印

事業計画書等提出延期承認申請書

水産業協同組合法施行規則第225条第4項の規定により、事業計画書等の提出延期について承認を 受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

理由書

様式第33号(第22条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

発起人住所 発起人氏名 印 (発起人全員が記名押印をすること。)

設立認可申請書

水産業協同組合法第63条第1項(同法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 定款(役員選挙(選任)規程等の定款附属書を含む。)
- 2 事業計画書
- 3 設立準備会議事録謄本
- 4 創立総会議事録謄本
- 5 役員選挙録謄本
- 6 設立当初の役員の履歴書
- 7 設立経過報告書
- 8 地区の略図
- 9 設立しようとする組合が漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合である場合にあっては、水産業協同組合法第十七条第一項の条件を具備していることを証する書面
- 10 設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、水産業協同組合法第八十条及び第八十一条の条件を具備していることを証する書面
- 11 その他知事が必要と認める書類

様式第34号 (第23条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住所組合名

代表理事氏名

印

解散認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会において組合解散の議決をしましたから、水産業協同組合法第68条第2項(同法第86条第4項及び第96条第5項)又は第91条の2第2項(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 解散を議決した総会議事録謄本
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

様式第35号(第23条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

住 所 組 合 名 代表理事氏名

解散届出書

水産業協同組合法第68条第5項(同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含 む。) 若しくは第91条第5項(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散 し、又は同法第68条第1項第3号若しくは第4号(同法第86条第4項において準用する場合を含む。) 若しくは第91条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事由に該当することにより解散したので、関 係書類を添えて届け出ます。

- 1 理由書
- 2 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第36号 (第24条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

合併する組合住所

組合名

代表理事氏名

印

合併される組合住所

組合名

代表理事氏名

臼

合併認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会において組合合併の議決をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項(同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由書及び経過報告書
- 2 組合の合併を議決した総会議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面
- 3 合併契約の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
- (1) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
- (2) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 6 合併により存続し、又は設立する組合の定款及び事業計画書
- 7 従前の地区と合併後の地区との関係を明らかにした図面
- 8 合併により新しく組合を設立する場合には、次に掲げる書類
- (1) 設立委員の資格調書
- (2) 役員履歴書
- (3) 設立委員会議事録謄本
- 9 その他知事が必要と認める書類
- 注 申請者住所、組合名、代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の 事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第37号(第24条関係)

年 月 \mathbb{H}

佐賀県知事 様

号外第2号

合併する組合住所

組合名

代表理事氏名

印

合併される組合住所

組合名

代表理事氏名

臼

合併認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会において組合合併の議決をしましたから、水産業協同 組合法第69条第2項(同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において 準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 合併を議決した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 3 合併契約の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
- (1) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したこと を証する書面
- (2) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供 し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又 は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 6 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会の定款、 信用事業規程、事業計画書、組合員数又は会員数、出資総口数及び総額を記載した書面、役員の 履歴書、事務所の位置、当該組合又は連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合 又は連合会のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及 び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- 7 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会が当該合 併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する水産業協同組 合法第32条第1項第4号に掲げる書面
- 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会が子会社 等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率 の見込みを記載した書面
- 9 合併後存続する組合若しくは連合会若しくは合併により設立される組合若しくは連合会又は その子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有す ることとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 10 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第38号 (第24条関係)

年 月 \exists

様 佐賀県知事

> 包括承継する組合住所 組合名 代表理事氏名

消滅する連合会住所 連合会名 代表理事氏名

権利義務包括承継認可申請書

日開催の通常(臨時)総会において権利義務の包括承継の議決をしましたから、 月 水産業協同組合法第91条の2第1項(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)において準 用する同法第69条第2項の規定により、権利義務の包括承継の認可を受けたいので、関係書類を添え て申請します。

- 1 理由書及び経過報告書
- 2 権利義務の包括承継を議決した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面
- 3 権利義務の包括承継の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 権利義務の包括承継をしようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したこと を証する書面
 - (2) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供 し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又 は権利義務の包括承継をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 6 権利義務の包括承継をする組合の定款及び事業計画書
- 7 会員が一人となった年月日を記載した書面
- 8 水産業協同組合法第91条の2第1項ただし書に該当しないことを証する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第39号(第25条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所

組 合 名

代表理事氏名 印

清算結了届出書

清算が結了しましたので、水産業協同組合法第85条の10の規定により、届け出ます。

様式第40号 (第26条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所連 合 会 名代表理事氏名印

監査規程設定(変更・廃止)認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において監査規程の設定(変更・廃止)の議決をしましたから、水産業協同組合法第87条の2第1項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由書
- 2 水産業協同組合法第87条の2第2項に規定する資格を有する役員又は職員の履歴書
- 3 監査規程の設定の場合にあっては、監査規程
- 4 監査規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

様式第41号 (第27条関係)

年 月 H

印

佐賀県知事 様

> 住 所 連合会名 代表理事氏名

認可対象会社等の子会社化認可申請書

佐賀県公報

水産業協同組合法第87条の3第4項(同条第6項及び同法第100条第1項において準用する場合を 含む。)の規定により、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて 申請します。

- 1 理由書
- 2 連合会の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他 最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 3 連合会の認可後における収支の見込みを記載した書面
- 4 連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金 計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 認可後における連合会及び子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比 率の見込みを記載した書面
- 6 認可対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- 7 認可対象会社の業務の内容を記載した書面
- 8 認可対象会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業 務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 9 認可対象会社の役員の役職名及び氏名を記載した書面
- 10 認可対象会社を子会社にすることにより当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を 合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業 務の内容を記載した書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第42号 (第27条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所連合会名 代表理事氏名

钔

認可対象会社の子会社化継続認可申請書

水産業協同組合法第87条の3第5項ただし書(同法第100条第1項において準用する場合を含む。) の規定により、認可対象会社を引き続き子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて 申請します。

- 1 理由書
- 2 連合会の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他 最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 3 連合会の認可後における収支の見込みを記載した書面
- 4 連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金 計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 認可後における連合会及び子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 6 認可対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- 7 認可対象会社の業務の内容を記載した書面
- 8 認可対象会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 9 認可対象会社の役員の役職名及び氏名を記載した書面
- 10 認可対象会社を子会社にすることにより当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第43号(第28条関係)

年 月 日

印

佐賀県知事様

 代表者住所

 組 合 名

 代表者氏名

検査請求書

水産業協同組合法第123条第1項の規定により、組合の業務又は会計状況の検査を請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 請求日現在における組合員の数を記載した書面
- 3 総組合員の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

62

様式第44号(第29条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

代表者住所 組 合 名 代表者氏名 印

総会の議決又は選挙若しくは当選取消請求書

水産業協同組合法第125条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、総会 の議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求します。

- 1 理由書
- 2 請求日現在における正組合員の数を記載した書面
- 3 正組合員の総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

64 平成21年3月31日(火)

様式第45号(第30条関係)

年 月 日

佐賀県知事様

住 所 組 合 名

代表理事氏名 印

不祥事件発生届出書

組合(子会社等)において不祥事件が発生したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 不祥事件の概要書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川

康

●佐賀県規則第二十五号

を次のように改正する。 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年佐賀県規則第三号)の一部佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

同じ。)」を削る。 第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合に限る。以下この条において第十五条第一項中「(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)

「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、年以内を含む。)」を加え、同表の五の項の償還期間等の欄中「含む。)」の下には、九年以内(据置期間一年以内を含む。)」を加え、同表の四の項の貸付限度額の欄中「千三百万円」を「二千五百万円」に、「千二百万円」を「二千四百万額の欄中「千三百万円」を「二千五百万円」に、「千二百万円」を「二千四百万年以内を含む。)」を加え、同表の四の項の貸付限度を以内を含む。)」を加え、同表の四の項の貸付限度を以内を含む。)」を加え、同表の四の項の貸付限度にあっては、大年以内(据置期間一年以内を含む。)」の下に「。ただし、農林漁業では、大年以内を含む。」を加え、同義の五の項の償還期間等の欄中「含む。)」の別表の一の表の一の項、二の項及び三の項の償還期間等の欄中「含む。)」の別表の一の表の一の項、二の項及び三の項の償還期間等の欄中「含む。)」の

金	ート購入資	殖筏用フロ	型魚介類養	ハ環境保全
			筏用フロートの購入費用	合成樹脂製の魚介類養殖
				九百万円
	含む。)	一年以内を	(据置期間	五年以内

置期間三年以内を含む。)」を加える。林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、十二年以内(据財表の三の表の三の項の償還期間等の欄中「含む。)」の下に「。ただし、農

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事

古

III

康

●佐賀県規則第二十六号

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県農業改良資金貸付規則(平成十四年佐賀県規則第五十六号)の一部を

次のように改正する。

一条第四号トを次のように改める。

る農薬費その他の費用(資材費(種苗費、肥料代、燃料費等)、雇用労ト イからへまでに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要とな

66 る。 第六条第一項の表中 その他の費用に充てるのに必要な資金」を削る。 らハまでの経営(家族経営に限る。)の経営主」に改め、 改め、同号ハ (3) 「農業経営主(イからハまでに該当する家族経営の従事者に限る。)」を「イか 第四条第二項中「のうち農業経営の改善によって必要となる農薬費、 第四条第一項第一号ハ中 法律 号イに掲げる措置を実施する場合に限る。 を作成し、認定を受けた農業者等(同計画に従って同法第二条第三項第二 青年等の就農促進のた 関する特別措置法第一 関する特別措置法第一 めの資金の貸付け等に 借り受ける場合 十三条に定める資金を めの資金の貸付け等に 青年等の就農促進のた 費に限る。) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する (平成二十年法律第四十五号)第四条第一項の生産製造連携事業計画 機械• 中「農業経営主」を「農業経営の経営主」に改め、同号ニ中 に充てるために必要な資金 施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経 「経営主(農業」を <u>+</u> 十二年以内 一年以内 五年以内 五年以内 「経営の経営主 同項に次の一号を加え を (当該農業」に 資材費 ●佐賀県規則第二十七号 部を次のように改正する。 第六条第一項中 様式第一号中 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則 この規則は、 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布 平成二十一年三月三十一日 る資金 する法律第八条に定め しての利用の促進に関 バイオ燃料の原材料と 農林漁業有機物資源の 借り受ける場合 十三条に定める資金を 附 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 則 公布の日から施行する。 「)とし、」を「)、」に、「十五年以内(三年以内の据置期間 1-L 特例 十二年以内 を 佐賀県知事 特例 質還 三年以内 (平成十六年佐賀県規則第五号) 補助残 負付 2 古 **危無** Ш に改める。 に改める。 康 0)

様式第一号の三の表の注に次のように加える。

林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 ては十二年以内(三年以内の据置期間を含む。)とする。」に改める。 画に従って同法第二条第三項第二号イの措置を実施するのに必要なものにあっ 成二十年法律第四十五号)第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計 を含む。)」とする。」 を「十五年以内 (三年以内の据置期間を含む。) とし、 伞 農

5 する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。 律第九条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第四条第一項に規定 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

佐賀県農業大学校管理規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事

古 Ш 康

●佐賀県規則第二十八号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則 (昭和五十九年佐賀県規則第二十五号) の一部を

次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第十一条」に改める。

第五条第一 一項の果樹分校の分掌事務中 「園芸課程果樹専攻コース」

を「農産

れかに該当するときは、

園芸課程果樹複合コース」に改める。

第十一条中「園芸課程」を 「農産園芸課程」に、

果樹複合コース

野菜複合コース を

果樹専攻コース

花き専攻コース

野菜専攻コース

に改める。

花き複合コース

二十条第一項及び第二項中 「掲げる書類」 の下に 「及び条例第八条に規定

する入学試験手数料」を加える。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、 正当な理由がなく第三十五条ただし書に規定する授業料を納付しなかつ 同条に次の一号を加える。

たとき。

第二十四条に次の一項を加える。

2 休学の期間は一年以内とする。 ただし、 本科にあつては、 特別の理由があ

るときは、二年に限り期間を延長することができる。

第三十三条を第三十九条とし、同条の前に次の四条を加える。

(授業料の納付)

第三十五条 学生は、 毎月十日までに、 授業料を納付しなければならない。

ばならない。

だし、新たに入学した者の授業料は、

入学の日から十日以内に納付しなけれ

2 学生は、授業を行わない月にあつても、 授業料を納付しなければならない。

(授業料等の減免

第三十六条 学生又は養成部の入学試験を受けようとする者が次の各号のいず

授業料又は入学試験手数料

。 以 下

「授業料等」とい

う。)を減額し、又は免除することができる。

火災、風水害その他の非常の災害を受け、 生計に重大な支障を生じたと

著しい生活困窮により授業料等の支弁が困難であると認められるとき。

様式第一号及び様式第一号の二中

在学年限を超えたとき。

専攻 」を「

ロース」に改める。

第26条関係 第27条関係

を

に改める。 に改める。

を

様式第九号中 様式第八号中 様式第七号中

第28条関係

を

第30条関係 第29条関係 第28条関係

に改め、

同様式の次に次

様式を加える。

(授業料等の還付)

2 第三十七条 、授業料等の減免の手続 学生が全月休学したときは、 その月の授業料は、

免除する。

授業料等減免申請書 前条第一項の規定により授業料等の減免を受けようとする者は (様式第十号)を校長に提出しなければならない。

第三十八条 規定により授業料等を減額し、 授業料等を納付した後において、 又は免除したときは、 第三十六条第一 これを還付する。 項又は第一 項

0)

第三十二条を第三十四条とし、 第二十六条から第三十一条までを二条ずつ繰

第二十五条第一項中「一に」 を「いずれかに」 に改め、 同条を第二十七条と

第二十四条の次に次の二条を加える。

(在学年限)

第二十五条 (除籍) 在学年限は、 本科にあつては四年、 専科にあつては二年とする。

第二十六条 ことができる。 校長は、 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、 除籍する

学生が条例第七条に規定する授業料の納付を怠り、 督促しても納付し

(都道府県) 」 を削り、

様式第10号(第37条関係)

授業料等減免申請書

年 月 \exists

佐賀県農業大学校長 様

> 本 (専)科 学年 課程 (学生のみ記入)

> > 住 所

氏 名 (FI)

(保証人氏名

印)

下記により授業料(入学試験手数料)の一部又は全部を免除願いたく申請します。

記

減免申請額

減免の期間 年 月 日から

> 年 月 日まで

申請の理由

(理由を証明できる書類等があれば添付をお願いします。)

注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

 十成21年3月31日(人)	在貝界公報	
		(施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (本行期日) (本行期日